

Jリーグ規約

第1章 総 則

第1条〔Jリーグの目的〕

公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）は、日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。

第2条〔本規約の目的〕

本規約は、「公益社団法人日本プロサッカーリーグ定款」（以下「Jリーグ定款」という）に基づき、Jリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、Jリーグの安定的発展を図ることを目的とする。

第3条〔遵守義務〕

- Jリーグの役職員、Jリーグの正会員たるクラブ（Jリーグ定款第5条第1項第1号に定める各法人をいう。以下総称して「Jクラブ」という）およびその役職員、Jクラブに所属する選手、監督およびコーチ、Jリーグ担当審判員その他の関係者（以下総称して「Jリーグ関係者」という）は、本規約および公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の定款ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- Jリーグ関係者は、第1条のJリーグの目的達成を妨げる行為およびJリーグの信用を毀損する行為を行ってはならない。
- Jリーグ関係者は、法律、命令、条例等を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。
- Jリーグ関係者は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）であってはならない。また、Jリーグ関係者は、反社会的勢力による不当な要求 および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ反社会的勢力と取引をしまたは交際してはならない。
- Jリーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。
- Jリーグ関係者は、その職務に関連し、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。
- Jリーグ関係者は、職務の遂行を通じて知り得た協会、Jリーグ、Jクラブその他のJリー

グ関係者に関連する一切の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

第2章 組 織

第1節 理 事 会

第4条〔理事会〕

- (1) 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (2) 理事会の組織、権限および運営等に関する事項は、Ｊリーグ定款および理事会が定める「理事会規程」によるものとする。

第2節 チェアマン

第5条〔チェアマン〕

理事長（以下「チェアマン」という）は、Ｊリーグを代表するとともに、Ｊリーグの業務を管理統括する。

第6条〔チェアマンの権限〕

チェアマンは、Ｊリーグの運営に関する次の権限を行使する。

- ① Ｊリーグ全体の利益を確保するためのＪリーグ所属の団体および個人に対する指導
- ② Ｊリーグ所属の団体および個人の紛争解決および懲罰に関する決定
- ③ 実行委員会の招集および主宰
- ④ その他Ｊリーグ定款、本規約および関連する諸規程に定める事項

第3節 実行委員会

第7条〔実行委員会〕

- (1) Ｊ１リーグ（Ｊリーグ定款第5条第1項第1号(a)に定義する。以下「Ｊ１」という）、Ｊ２リーグ（Ｊリーグ定款第5条第1項第1号(b)に定義する。以下「Ｊ２」という）およびＪ３リーグ（Ｊリーグ定款第5条第1項第1号(c)に定義する。以下「Ｊ３」という）にそれぞれ実行委員会を設置する。また、Ｊ１、Ｊ２およびＪ３は合同で実行委員会を設置する。
- (2) 各実行委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、Ｊリーグ定款および理事会が定める「実行委員会規程」によるものとする。

第4節 その他の委員会

第8条〔専門委員会〕

- (1) Jリーグは、チェアマンの下に次の専門委員会を設置することができる。各専門委員会は、チェアマンがこれを直轄する。
 - ① 法務委員会
 - ② マッチコミッショナー委員会
 - ③ マーケティング委員会
 - ④ フットボール委員会
 - ⑤ その他理事会で定める委員会
- (2) 前項の各専門委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、理事会が定める「専門委員会規程」によるものとする。

第9条〔規律委員会〕

- (1) Jリーグは、協会の懲罰規程（以下「JFA懲罰規程」という）に基づく懲罰の決定機関として、規律委員会を設置する。
- (2) 規律委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、JFA懲罰規程、本規約および関連する諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「規律委員会規程」によるものとする。

第10条〔裁定倫理委員会〕

- (1) Jリーグは、チェアマンによる本規約に関連する紛争の解決ならびにJFA懲罰規程、本規約および関連する諸規程に基づくチェアマンによる懲罰決定の諮問機関として、裁定倫理委員会を設置する。
- (2) 裁定倫理委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、JFA懲罰規程、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「裁定倫理委員会規程」によるものとする。

第5節 法人組織

第11条〔法人組織の設置〕

Jリーグの総会、理事会、実行委員会および各委員会の事務を処理し、チェアマンの職務の執行を補佐するとともに、Jリーグの活動に関する諸事項の企画・立案を行うため、専任の職員により構成される法人組織を置く。

第12条〔法人組織の運営〕

- (1) 法人組織の人事等に関する事項は、Jリーグ定款、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、チェアマンが定める。
- (2) 法人組織の組織、権限および運営等に関する事項は、Jリーグ定款、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「決裁権限規程」およびチェアマンが定める「法人組織細則」によるものとする。

第3章 Jクラブ

第13条〔Jリーグクラブライセンス制度〕

- (1) Jリーグは、アジアサッカー連盟（以下「AFC」という）の定めるAFCクラブライセンス交付規則の定めに基づき、協会から日本におけるクラブライセンス制度の制定および運用の委任を受けたことにより、日本におけるクラブライセンス交付機関（ライセンサー）として、日本におけるクラブライセンスに関するクラブライセンス制度の制定および運用を行う。
- (2) Jリーグは、前項の定めに基づき、「J1・J2クラブライセンス交付規則」および「J3クラブライセンス交付規則」を定める。なお、当該規則の目的、趣旨については、各クラブライセンス交付規則に定めるものとする。

第14条〔J1クラブの資格要件〕

J1に属するチームを保有するJクラブ（以下「J1クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、J1クラブの数は20とする。

- ① J1クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- ② 日本法に基づき設立された株式会社または公益社団法人であること

第15条〔J2クラブの資格要件〕

J2に属するチームを保有するJクラブ（以下「J2クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、J2クラブの数は20とする。

- ① J1クラブライセンスまたはJ2クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- ② 日本法に基づき設立された株式会社または公益社団法人であること

第16条〔J3クラブの資格要件〕

J3に属するチームを保有するJクラブ（以下「J3クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、J3クラブの数は20とする。

- ① J1クラブライセンス、J2クラブライセンスまたはJ3クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- ② 日本法に基づき設立された株式会社または公益社団法人であること

第17条〔入 会〕

- (1) Jリーグは、日本フットボールリーグ（以下「JFL」という）所属であり、毎年3月31日までにJリーグに対し所定の入会申請を行ったクラブを審査し、理事会の承認をもってJ3会員として入会させることができる。
 - (2) Jリーグへの入会を希望するクラブは、以下の審査および調査を受けなければならない。
 - ① J3クラブライセンス交付規則に基づく審査
 - ② 前号の審査に合格することを前提として実施される以下の調査
- イ. クラブ代表者（株式会社の場合は、これに加えクラブの総株主の議決権の3分の1以上を保有する株主も対象とする）、行政当局責任者およびその他の関係者からの聴聞

- ロ. 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する調査
- ハ. クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Ｊリーグが必要と認める事項に関する調査
- (3) Ｊリーグへの入会を希望するクラブは、以下に掲げる要件をひとつでも充足していない場合には、入会することができない。
- ① 前項第１号の審査に合格していること
 - ② クラブとしての活動実績において、理事会からＪ３会員としての適性が認められること
 - ③ 前条各号の要件を具備していること
 - ④ 入会直前年度までに、安定的な支援組織の整備に向けた取り組みを行っていること
 - ⑤ 入会直前年度のＪＦＬのリーグ戦におけるホームゲームにおいて、１試合平均入場者数が2,000人に到達していること。なお、入場者数はＪＦＬの公式記録に基づくものとする。
 - ⑥ 入会直前年度の年間入場料収入が1,000万円に到達していること。ただし、入会の可否を審議する理事会時点において全てのホームゲームが開催されていないときは、以下の算定式により得られる金額に相当する年間入場料収入に到達していれば足りる。
算定式：1,000 万円×当該時点において開催されたホームゲーム数÷当該年度におけるホームゲーム開催予定総数
なお、入場料収入はシーズンチケットおよび単券・回数券の販売額とする
 - ⑦ 短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとＪリーグが評価できる状態にあること
 - ⑧ 入会直前年度のＪＦＬのリーグ戦における最終順位が２位以内であること
 - ⑨ クラブが株式会社の場合、第１項に定める入会申請締切時点においてすでに存在する総株主の議決権（潜在株式に係る議決権を除く）に占める議決権比率が３分の１を超える株主またはかかる株主が存在しない場合その時点での筆頭株主に対し、Ｊリーグとの直接の面談機会を設定するほか、別途Ｊリーグが定める宣言書に署名させ、Ｊリーグに提出すること
 - ⑩ 入会直前年度のＪＦＬのリーグ戦における最終順位が２位のクラブについては、第20条の２に定めるＪ３・ＪＦＬ入れ替え戦に勝利すること
- (4) Ｊリーグは、４月または５月に開催される理事会において、Ｊ３入会申請を審査する。審査時点において、第２項第５号、第８号および第10号についてその充足状況を審査できないときは、その余の要件についてのみ審査をし、入会の可否を判断する。この場合において入会を可とするときは、審査できない要件について入会直前年度のＪＦＬのリーグ戦終了時までには充足することを停止条件として付する。かかる場合、入会直前年度のＪＦＬのリーグ戦終了時点において停止条件のいずれかが成就していないときは、Ｊリーグへの入会は認められない。
- (5) Ｊリーグは、前項の審査結果を当該クラブに書面または電磁的方法により通知する。
- (6) 本条に定める入会は、理事会が承認した年の７月１日にその効力を生じるものとする。

第18条〔削 除〕

第19条〔Ｊ１クラブ・Ｊ２クラブの入れ替え〕

- (1) Ｊ１における年間順位下位３クラブがＪ２に降格し、Ｊ２における年間順位上位２クラブおよびＪ２における年間順位３位から６位のＪ２クラブが参加するＪ１昇格プレーオフに優勝したＪ２クラブがＪ１に昇格する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、Ｊ２における年間順位上位２クラブのＪ２クラブの中でＪ１クラブライセンスの交付判定を受けられなかったＪ２クラブがあった場合は、次のとおりとする。
 - ① 当該Ｊ２クラブはＪ１に昇格できない
 - ② Ｊ２における年間順位上位２クラブのＪ２クラブのうち、Ｊ１クラブライセンスの交付判定を

受けたＪ２クラブが１クラブの場合、当該Ｊ２クラブがＪ１に昇格し、Ｊ１の年間順位下位２クラブがＪ２に降格する。ただし、Ｊ２における年間順位３位から６位のＪ２クラブがいずれもＪ１クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ１の年間順位最下位のクラブのみがＪ２に降格する

- ③ Ｊ２における年間順位上位２クラブのＪ２クラブがいずれもＪ１クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ１の年間順位最下位のクラブのみがＪ２に降格する。ただし、Ｊ２における年間順位３位から６位のＪ２クラブがいずれもＪ１クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ１クラブとＪ２クラブの入れ替えは行わない
- (3) 第１項の定めにかかわらず、Ｊ２における年間順位３位から６位のＪ２クラブの中でＪ１クラブライセンスの交付判定を受けられなかったＪ２クラブがあった場合は、次のとおりとする。
 - ① 当該Ｊ２クラブはＪ１昇格プレーオフに参加できない
 - ② Ｊ２リーグ戦年間順位７位以下のＪ２クラブが繰り上がってＪ１昇格プレーオフに出場することはない
 - ③ Ｊ２における年間順位３位から６位のＪ２クラブがいずれもＪ１クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ２における年間順位上位２クラブのＪ２クラブのみがＪ１に昇格し、Ｊ１の年間順位下位２クラブがＪ２に降格するほか、前項第２号ただし書きおよび前項第３号ただし書きの定めに従うものとする
- (4) 前各項に定めるほか、Ｊ１昇格プレーオフの詳細については理事会が定める「明治安田Ｊ１昇格プレーオフ2026/27試合実施要項」によるものとする。
- (5) 本条に定める昇降格は、７月１日にその効力を生じるものとする。

第20条〔Ｊ２クラブ・Ｊ３クラブの入れ替え〕

- (1) Ｊ２における年間順位の下位３クラブがＪ３に降格し、Ｊ３における年間順位の上位２クラブおよびＪ３における年間順位３位から６位のＪ３クラブが参加するＪ２昇格プレーオフに優勝したＪ３クラブがＪ２に昇格する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、Ｊ３における年間順位の上位２クラブのうちＪ１クラブライセンスまたはＪ２クラブライセンスの交付判定を受けていないＪ３クラブがあった場合は、次のとおりとする。
 - ① 当該Ｊ３クラブはＪ２に昇格できない
 - ② Ｊ３における年間順位上位２クラブのＪ３クラブのうち、Ｊ１クラブライセンスまたはＪ２クラブライセンスの交付判定を受けたＪ３クラブが１クラブの場合、当該Ｊ３クラブがＪ２に昇格し、Ｊ２の年間順位下位２クラブがＪ３に降格する。ただし、Ｊ３における年間順位３位から６位のＪ３クラブがいずれもＪ１クラブライセンスまたはＪ２クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ２の年間順位最下位のクラブのみがＪ３に降格する。
 - ③ Ｊ３における年間順位上位２クラブのＪ３クラブがいずれもＪ１クラブライセンスまたはＪ２クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ２の年間順位最下位のクラブのみがＪ３に降格する。ただし、Ｊ３における年間順位３位から６位のＪ３クラブがいずれもＪ１クラブライセンスまたはＪ２クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ２クラブとＪ３クラブの入れ替えは行わない
- (3) 第１項の定めにかかわらず、Ｊ３における年間順位３位から６位のＪ３クラブの中でＪ１クラブライセンスまたはＪ２クラブライセンスの交付判定を受けられなかったＪ３クラブがあった場合は、次のとおりとする。
 - ① 当該Ｊ３クラブはＪ２昇格プレーオフに参加できない

- ② J 3 リーグ戦年間順位 7 位以下の J 3 クラブが繰り上がって J 2 昇格プレーオフに出場することはない
- ③ J 3 における年間順位 3 位から 6 位の J 3 クラブがいずれも J 1 クラブライセンスまたは J 2 クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、J 3 における年間順位上位 2 クラブの J 3 クラブのみが J 2 に昇格し、J 2 の年間順位下位 2 クラブが J 3 に降格するほか、前項第 2 号ただし書きおよび前項第 3 号ただし書きの定めに従うものとする
- (4) 前各項に定めるほか、J 2 昇格プレーオフの詳細については理事会が定める「明治安田 J 2 昇格プレーオフ 2026/27 試合実施要項」によるものとする。
- (5) 本条に定める昇降格は、7 月 1 日にその効力を生じるものとする。

第20条の2〔J 3 クラブ・J F L クラブの入れ替え（J 3 クラブの会員資格喪失）〕

- (1) 第17条第4項に定める理事会の入会承認を得た J F L クラブが 1 クラブ存在する場合、以下各号の定めに従い、J 3 クラブと J F L クラブの入れ替えを行う。
 - ① J F L クラブが J F L のリーグ戦年間順位 1 位の場合

J 3 における年間順位最下位のクラブは定款第10条第1項第3号の定めに従い、自動的に会員資格を喪失する
 - ② J F L クラブが J F L のリーグ戦年間順位 2 位の場合

当該 J F L クラブと J 3 における年間順位最下位のクラブとの間で J 3・J F L 入れ替え戦を実施する。J 3 クラブが敗戦した場合、当該 J 3 クラブは定款第10条第3号の定めに従い、会員資格を喪失する
- (2) 第17条第4項に定める理事会の入会承認を得た J F L クラブが 2 クラブである場合の J 3 クラブと J F L クラブの入れ替えは、以下各号の定めに従う。
 - ① J 3 における年間順位最下位のクラブは、定款第10条第1項第3号の定めに従い、自動的に会員資格を喪失する
 - ② J 3 における年間順位 19 位のクラブと J F L のリーグ戦年間順位 2 位のクラブとの間で J 3・J F L 入れ替え戦を実施する。J 3 クラブが敗戦した場合、当該 J 3 クラブは定款第10条第3号の定めに従い、会員資格を喪失する
- (3) 第17条第4項に定める理事会の入会承認を得た J F L クラブが存在しない場合、J 3 クラブと J F L クラブの入れ替えは行わない。
- (4) J 3・J F L 入れ替え戦の詳細については理事会が定める「J 3・J F L 入れ替え戦試合実施要項」によるものとする。
- (5) 本条に定める会員資格の喪失は、7 月 1 日にその効力を生じるものとする。

第21条〔クラブライセンス不交付クラブ発生時の措置〕

J 1 クラブライセンス、J 2 クラブライセンスまたは J 3 クラブライセンスの不交付または取消しが決定した J クラブが発生した場合、当該 J クラブに対する補欠等の処置については、理事会で審議決定する。

第22条〔入会金および会費〕

- (1) J クラブまたは J F L 所属クラブは、以下の各号のいずれかに該当する場合に限り、J リーグに対し入会金を納入しなければならない。
 - ① J 2 クラブがはじめて J 1 クラブとなる場合 金6,000万円
 - ② J 3 クラブがはじめて J 2 クラブとなる場合 金2,000万円
 - ③ J F L 所属クラブがはじめて J 3 クラブとなる場合 金500万円

- (2) 前項に定める入会金は、前項各号のいずれかに該当することが確定した日の属する月の翌月末日までに、Ｊリーグに対して納入するものとする。
- (3) Ｊクラブは、毎年10月末日までに、Ｊリーグに対し次に定める会費（毎年7月1日から翌年6月30日までの期間分の年会費をいう）を納入しなければならない。
 - ① Ｊ１クラブ 金4,000万円
 - ② Ｊ２クラブ 金2,000万円
 - ③ Ｊ３クラブ 金1,000万円
- (4) U-21 Ｊリーグに参加するＪクラブは、毎年10月末日までにＪリーグに対し、金1,000万円の会費（毎年7月1日から翌年6月30日までの期間分の年会費をいう）を納入しなければならない。

第23条〔退 会〕

ＪクラブがＪリーグ定款第10条第1項第3号によらずに退会しようとする場合は、理事会の承認を得なければならない。ただし、各事業年度において最初の公式試合（第40条第1項に定義する）が行われる日から最後の公式試合が行われる日までの間（以下かかる期間を「シーズン」という）の退会は認められず、また、次シーズン終了をもって退会しようとする場合は、その前年のシーズンの3月31日までに申請しなければならない。

第24条〔Ｊクラブのホームタウン（本拠地）〕

- (1) Ｊクラブは、理事会の承認を得て特定の市町村または特別区をホームタウンとして定めなければならない。ただし、次の各号の条件を満たし、Ｊリーグの承認を得た場合には、複数の市町村、特別区または都道府県をホームタウンとすることができる。
 - ① 自治体および都道府県サッカー協会から全面的な支援が得られること
 - ② 支援の中核をなし、市町村または特別区の取りまとめ役となる自治体を定めること
 - ③ 活動拠点となる市町村または特別区を定めること
- (2) Ｊクラブはホームタウンにおいて、地域社会と一体となったクラブ作り（社会貢献活動を含む）を行い、サッカーをはじめとするスポーツの普及および振興に努めなければならない。
- (3) Ｊクラブは、ホームスタジアムでホームゲームを開催するにあたり、ホームタウンが属する都道府県の協会加盟団体等と他大会の日程およびキックオフ時刻等の調整を行い、多くのサッカーファンがホームゲームを観戦できる環境の整備に努めなければならない。
- (4) Ｊクラブのホームタウンは、原則として変更することができない。
- (5) やむを得ない事由により、ホームタウンを変更する必要がある場合には、変更の日の1年以上前までに理由を記載した書面によりＪリーグに申請し、その承認を得なければならない。ただし、第54条に定める開催期間の途中における申請は原則として認められない。

第25条〔Ｊクラブの権益〕

Ｊクラブは、Ｊリーグが行う付随事業等に基づく収入につき、第122条の定めにより配分を受けることができる。

第26条〔Ｊクラブの健全経営〕

Ｊクラブは、予算の策定および執行、財産管理その他のクラブ経営に際し、健全な財政状態の維持に努めなければならない。違反した場合、第142条に定める懲罰が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Ｊクラブはそれらに従わなければならない。

第27条〔リーグ戦安定開催融資制度〕

- (1) Jリーグは、Jクラブの財政難等の事情により公式試合の運営に支障を来たす事態の発生を未然に防止するため、リーグ戦安定開催融資制度を設ける。
- (2) リーグ戦安定開催融資制度の管理・運営等に関する事項は理事会が定める「リーグ戦安定開催融資規程」によるものとする。

第28条〔大規模災害時補填制度〕

- (1) Jリーグは、大規模災害により、公式試合の運営に支障を来たす場合やJクラブが使用するスタジアム等の各種施設に損害が発生した場合に、大会（第40条第1項各号に定める各公式試合をそれぞれ称する場合、本規約において「大会」という）を無事に終了させるためまたはJクラブの活動を通常に戻すため、大規模災害時補填制度を設ける。
- (2) 大規模災害時補填制度の管理・運営等に関する事項は理事会が定める「大規模災害時補填規程」によるものとする。

第29条〔Jクラブの株主〕

- (1) Jクラブは、J1・J2クラブライセンス交付規則もしくはJ3クラブライセンス交付規則の定めまたはJリーグからの指示に基づき、Jリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（Jクラブが公益社団法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。
- (2) Jクラブは、以下各号に定めるいずれかに該当することとなる場合、当該各号に定める株主（以下「新規大口株主」という）の適正性についてチェアマンの承認を得なければならない。本条および次条において、株主とは、株式を保有する法人および自然人であり、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（以下当該権利により将来発行され得る株式を「潜在株式」という）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式にかかる議決権を含むものとする。なお、本条および次条において、公益社団法人であるJクラブについては、社員たる地位について同様の取扱いとする。
 - ① 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の議決権を自己の計算において有する株主が新たに発生する場合
 - ② 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において3分の1を超える株主が新たに発生する場合
 - ③ 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において50%を超える株主が新たに発生する場合
- (3) Jクラブは、原則として、前項に定める新規大口株主の適正性の事前承認を得るため、新規大口株主の発生に先立って、以下各号に定める書面を速やかにJリーグに提出しなければならない。ただし、Jクラブの意思によらない場合など、新規大口株主が新たに発生することを事前に知ることができないことに合理的な理由がある場合には、事後承認を得るため、Jクラブが前項各号に定めるいずれかに該当することを知った後直ちに当該書面を提出するものとする。
 - ① Jリーグ所定の申請書
 - ② 前項第2号または第3号に該当する場合に限り、新規大口株主が個人の場合はその者、法人の場合はその法人の代表者（Jリーグが必要と判断する場合、その法人の意思決定に大きな影響を与える者を含む）からのJリーグ所定の宣言書

- (4) Jリーグが必要と判断する場合、Jクラブは、新規大口株主が個人の場合はその者、法人の場合はその法人の代表者およびその法人の意思決定に大きな影響を与える者とJリーグとの直接の面談機会を設定しなければならない。
- (5) チェアマンは、新規大口株主が以下の各号のいずれかに該当しない限り、第2項および第3項に定める事前承認または事後承認を行う。
- ① 第3条〔遵守義務〕に違反しているか又は違反するおそれがあると認められる場合
 - ② 別紙記載の「Jクラブの株主として不適正な業種および属性」に該当している場合
 - ③ 「J1・J2クラブライセンス交付規則」第35条〔法務基準〕L.03「他クラブの経営等への関与の禁止」に該当している場合
 - ④ Jクラブの株式を中長期で保有する上で十分な財務基盤を有していないとJリーグが判断した者
 - ⑤ 上記各号のほか、Jリーグ百年構想、その他Jリーグが定める規程・理念・構想の趣旨に適合しないか、またはJリーグの運営もしくはJリーグへの信頼が阻害されるとJリーグが判断した者
- (6) Jクラブは、他のJクラブもしくは他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式を保有し、または他のJクラブに重大な影響を与えうる法人の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の株式を保有してはならない。
- (7) Jクラブは、以下の者にJクラブの株式を保有させてはならない。なお、当該Jクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式についても同様とする。
- ① FIFAフットボールエージェント規則（FIFA Football Agent Regulations）に基づきライセンスを付与されたフットボールエージェント及び当該フットボールエージェントが所属する法人および当該法人の関連法人、またはそれらの法人の代表者および役員、または重大な影響力を与えうる株主
 - ② 暴力団、暴力団員またはこれらに準ずる者（これらを総称して「暴力団等」という）、暴力団等が経営に関与している法人、暴力団等に資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している者、意図して暴力団等と交流を持っている者、その他暴力団等と社会的に批難される関係を有する者
- (8) チェアマンが第2項の承認をしないこととした場合、または、第5項もしくは第6項に違反する株式保有が判明した場合、Jリーグは、当該Jクラブに対して、一定の期間を定めて当該株主の株式保有（持株比率）の適正化を求めることができるものとし、当該Jクラブは、当該期間内に、株主の株式保有（持株比率）の適正化を実現しなければならない。なお、Jクラブの株式が証券取引所（日本国内外を問わない）に上場している場合には、Jリーグが適正化を求める通知を行った日の翌日から起算して1ヶ月以上の適正化期間を設けるものとする。

第30条〔役職員等の禁止事項〕

- (1) Jクラブの役職員は、次の事項を行ってはならない。
- ① 他のJクラブ、他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人または他のJクラブに重大な影響を与えうる法人の役員または職員を兼務すること
 - ② 他のJクラブまたは他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式を保有すること
 - ③ 他のJクラブに重大な影響を与えうる法人の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の株式を保有すること

- ④ 他のＪクラブまたは他のＪクラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証またはこれらに類する契約を締結すること
- (2) 前項に違反する状態が判明した場合、Ｊリーグは、当該役職員に対して、一定の期間を定めて違反状態の解消を求めることができるものとし、当該役職員は、当該期間内に、違反状態の解消を実現しなければならない。
- (3) Ｊクラブに所属する選手、監督、コーチおよび役員その他の関係者（以下総称して「Ｊクラブ関係者」という）は、公の場において、協会（主審、副審、追加副審、第４の審判員、ビデオアシスタントレフェリー（以下「ＶＡＲ」という）およびアシスタントＶＡＲ（以下総称して「審判員」という）を含む）、Ｊリーグまたは自他のＪクラブを中傷または誹謗してはならない。

第31条〔Ｊクラブの名称等〕

- (1) Ｊクラブの法人名、チーム名および呼称（以下総称して「名称」という。ただしチーム名および呼称には地域名が含まれているものとする）ならびにホームタウンは次のとおりとする。

〔Ｊ１会員〕

法 人 名	チーム名	呼 称	ホームタウン
(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市
(株)フットボールクラブ水戸ホーリーホック	水戸ホーリーホック	水戸ホーリーホック	水戸市、日立市、ひたちなか市、笠間市、那珂市、小美玉市、常陸太田市、北茨城市、常陸大宮市、高萩市、茨城町、城里町、大洗町、大子町、東海村、石岡市、筑西市、桜川市
浦和レッドダイヤモンド(株)	浦和レッドダイヤモンドズ	浦和レッズ	さいたま市
ジェフユナイテッド(株)	ジェフユナイテッド市原・千葉	ジェフユナイテッド千葉	市原市、千葉市
(株)日立柏レイソル	柏レイソル	柏レイソル	柏市
東京フットボールクラブ(株)	ＦＣ東京	ＦＣ東京	東京都
東京ヴェルディ(株)	東京ヴェルディ1969	東京ヴェルディ	東京都
(株)ゼルビア	ＦＣ町田ゼルビア	ＦＣ町田ゼルビア	町田市
(株)川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎市
横浜マリノス(株)	横浜Ｆ・マリノス	横浜Ｆ・マリノス	横浜市、横須賀市、大和市
(株)エスパルス	清水エスパルス	清水エスパルス	静岡市
(株)名古屋グランパスエイト	名古屋グランパスエイト	名古屋グランパス	名古屋市、豊田市、みよし市を中心とする全県
(株)京都パープルサンガ	京都サンガ F.C.	京都サンガ F.C.	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、京田辺市、木津川市、亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、舞鶴市、綾部市、八幡市、宮津市、大山崎町、久御山町、京丹後市、精華町、井手町、宇治田原町、和束町、与謝野町、笠置町、南山城村、伊根町 【京都府全府】
(株)ガンバ大阪	ガンバ大阪	ガンバ大阪	吹田市、茨木市、高槻市、豊中市、池田市、摂津市、箕面市
(株)セレッソ大阪	セレッソ大阪	セレッソ大阪	大阪市、堺市

楽天ヴィッセル神戸(株)	ヴィッセル神戸	ヴィッセル神戸	神戸市
(株)ファジアーノ岡山 スポーツクラブ	ファジアーノ岡山F C	ファジアーノ岡山	岡山市、倉敷市、津山市を 中心とする全県
(株)サンフレッチェ広島	サンフレッチェ広島 F.C	サンフレッチェ広島	広島市
アビスパ福岡(株)	アビスパ福岡	アビスパ福岡	福岡市
(株)V・ファーレン長崎	V・ファーレン長崎	V・ファーレン長崎	長崎市、諫早市を中心とする全県

〔J2会員〕

法 人 名	チーム名	呼 称	ホームタウン
(株)コンサドーレ	北海道コンサドーレ 札幌	北海道コンサドーレ 札幌	札幌市を中心とする全道
(株)ヴァンラーレ八戸	ヴァンラーレ八戸フッ トボールクラブ	ヴァンラーレ八戸	八戸市、十和田市、五戸町、三戸町、 階上町、田子町、南部町、おいらせ町、 新郷村、三沢市、七戸町、六戸町、 東北町、横浜町、野辺地町、六ヶ所村
(株)ベガルタ仙台	ベガルタ仙台	ベガルタ仙台	仙台市を中心とする全県
(株)ブラウブリッツ秋田	ブラウブリッツ秋田	ブラウブリッツ秋田	秋田市、由利本荘市、 にかほ市、男鹿市、潟上市を 中心とする全県
(株)モンテディオ山形	モンテディオ山形	モンテディオ山形	山形市、天童市、鶴岡市を 中心とする全県
(株)いわきスポーツクラ ブ	いわきF C	いわきF C	いわき市、広野町、楡葉町、 富岡町、川内村、大熊町、 双葉町、葛尾村、浪江町
(株)THE TOCHIGI CITY UNITED	栃木シティフットボ ールクラブ	栃木シティ	栃木市、壬生市、足利市、佐野市
R B大宮(株)	R B大宮アルディー ジャ	R B大宮アルディー ジャ	さいたま市
(株)横浜フリエスポー ツクラブ	横浜F C	横浜F C	横浜市
(株)湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレ	厚木市、伊勢原市、小田原市、 茅ヶ崎市、秦野市、平塚市、 藤沢市、大磯町、寒川町、 二宮町、鎌倉市、南足柄市、 大井町、開成町、中井町、箱根町、 松田町、真鶴町、山北町、 湯河原町
(株)ヴァンフォーレ山梨 スポーツクラブ	ヴァンフォーレ甲府	ヴァンフォーレ甲府	甲府市、韮崎市を 中心とする全県
(株)アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	新潟市、聖籠町、長岡市、三条市、 柏崎市、新発田市、小千谷市、 加茂市、十日町市、見附市、 村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、 五泉市、上越市、阿賀野市、 佐渡市、魚沼市、南魚沼市、 胎内市、弥彦村、田上町、 阿賀町、出雲崎町、湯沢町、 津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村 【新潟県全県】
(株)カターレ富山	カターレ富山	カターレ富山	富山市を中心とする全県
(株)ジュビロ	ジュビロ磐田	ジュビロ磐田	磐田市、御前崎市、菊川市、 掛川市、袋井市、森町、 浜松市、湖西市
(株)藤枝MY F C	藤枝MY F C	藤枝MY F C	藤枝市、島田市、焼津市、 牧之原市、吉田町、川根本町
徳島ヴォルティス(株)	徳島ヴォルティス	徳島ヴォルティス	鳴門市、徳島市、吉野川市、 美馬市、小松島市、阿南市、 板野町、松茂町、藍住町、北島町 を中心とする全県

(株)今治 夢スポーツ	F C今治	F C今治	今治市
(株)サガン・ドリームス	サガン鳥栖	サガン鳥栖	鳥栖市
(株)大分フットボールクラブ	大分トリニータ	大分トリニータ	大分市、別府市、佐伯市を中心とする全県
(株)テゲバジャーロ宮崎	テゲバジャーロ宮崎	テゲバジャーロ宮崎	宮崎市、新富町、西都市

〔Ｊ３会員〕

法 人 名	チーム名	呼 称	ホームタウン
(株)ＡＣ福島ユナイテッド	福島ユナイテッドフットボールクラブ	福島ユナイテッドＦＣ	福島市、会津若松市、伊達市、国見町、桑折町、川俣町を中心とする全県
(株)栃木サッカークラブ	栃木サッカークラブ	栃木ＳＣ	宇都宮市
(株)ザスパ	ザスパクサツ群馬	ザスパ群馬	前橋市を中心とする全県
(株)スポーツクラブ相模原	ＳＣ相模原	ＳＣ相模原	相模原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町
(株)松本山雅	松本山雅フットボールクラブ	松本山雅ＦＣ	松本市、塩尻市、山形村、安曇野市、大町市、池田町、生坂村、箕輪町、朝日村、高森町、麻績村、筑北村
(株)長野パルセイロ・アスレチッククラブ	ＡＣ長野パルセイロ	ＡＣ長野パルセイロ	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、小川村、栄村、佐久市
(株)石川ツエーゲン	ツエーゲン金沢	ツエーゲン金沢	金沢市、白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町を中心とする全県
(株)岐阜フットボールクラブ	ＦＣ岐阜	ＦＣ岐阜	岐阜市を中心とする全県
株式会社 Mi-0スポーツ	レイラック滋賀FC	レイラック滋賀FC	草津市・東近江市・彦根市を中心とする全県
(株)Ｆ．Ｃ．大阪	ＦＣ大阪	ＦＣ大阪	東大阪市
(株)奈良クラブ	奈良クラブ	奈良クラブ	奈良市、三郷町を中心とする全県
(株)ＳＣ鳥取	ガイナレ鳥取	ガイナレ鳥取	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市を中心とする全県
(株)レノファ山口	レノファ山口ＦＣ	レノファ山口ＦＣ	山口市、下関市、山陽小野田市、宇部市、防府市、周南市、美祢市、萩市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町【山口県全県】
(株)カマタマーレ讃岐	カマタマーレ讃岐	カマタマーレ讃岐	高松市、丸亀市を中心とする全県
(株)愛媛ＦＣ	愛媛ＦＣ	愛媛ＦＣ	松山市を中心とする全県
(株)高知ユナイテッドスポーツクラブ	高知ユナイテッドＳＣ	高知ユナイテッドＳＣ	高知市を中心とする全県
(株)ギラヴァンツ北九州	ギラヴァンツ北九州	ギラヴァンツ北九州	北九州市
(株)アスリートクラブ熊本	ロアッソ熊本	ロアッソ熊本	熊本市
(株)鹿児島プロスポーツプロジェクト	鹿児島ユナイテッドＦＣ	鹿児島ユナイテッドＦＣ	鹿児島市
琉球フットボールクラブ(株)	ＦＣ琉球OKINAWA	ＦＣ琉球	沖縄市を中心とする全県

(2) Ｊクラブとしての新規入会にあたっては、その名称について事前に理事会の承認を得るも

のとする。

- (3) Jクラブの名称は、原則として変更することができない。ただし、正当な事由がある場合において、Jリーグの承認を得たときはこの限りではない。

第4章 競 技

第1節 スタジアム

第32条〔スタジアムの確保〕

Jクラブは、ホームタウン内に、Jリーグが別途定めるJリーグスタジアム基準を充足するスタジアム（以下「ホームスタジアム」という）を確保しているものとする。

第33条〔スタジアムの維持〕

Jクラブは、良好な状態でホームゲームを実施し得よう、スタジアムを維持管理する責任を負うものとし、降雪または降雨等の悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、そのスタジアムでの試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

第34条〔理想のスタジアム〕

- (1) 公式試合で使用するスタジアムは、Jリーグスタジアム基準を充足することに加え、以下の要件を満たすことが望ましい。
- ① フットボールスタジアムであること
 - ② アクセス性に優れていること
 - ③ すべての観客席が屋根で覆われていること
 - ④ 複数のホスピタリティラウンジやホスピタリティボックス、安定した通信環境を備えていること
- (2) 前項の「アクセス性に優れる」とは、次の各号のいずれかを充足していることをいう。
- ① ホームタウンの中心市街地より概ね20分以内で、スタジアムから徒歩圏内にある電車の駅、バス（臨時運行を除く）の停留所または大型駐車場のいずれかに到達可能または近い将来に到達可能となる具体的計画があること
 - ② 前号のほか、観客の観点からアクセス性に優れていると認められること

第35条〔医療施設〕

Jクラブは、公式試合開催時には観客等のための医師および看護師を各1名以上待機させなければならない。

第36条〔ビジタークラブのための観客席の確保〕

- (1) Jクラブは、対戦チームの所属するJクラブ（以下「ビジタークラブ」という）を応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。
- (2) 前項の定めは、第62条の2に定める入場制限試合が開催される場合には適用しない。

第37条〔スタジアムの検査〕

- (1) Jリーグは、必要に応じて、Jリーグスタジアム基準に基づきスタジアム（付帯設備含む）を検査する。
- (2) チェアマンは、前項に基づく検査結果を検討し、検査対象とした各スタジアムにおける公式試合開催の可否を決定する。

第38条〔スタジアムの視察〕

- (1) Jリーグは、試合開催の可否を確認するためスタジアムを視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチェアマンに報告しなければならない。
- (2) チェアマンは、前項の報告を受けたときは、そのスタジアムでの試合の実施を中止する決定を下すことができる。

第39条〔削除〕

第2節 公式試合

第40条〔公式試合〕

- (1) Jリーグにおける公式試合（本規約において「公式試合」という）とは、以下各号に定める大会を構成する試合その他理事会が指定した試合をいう。
 - ① J1リーグ戦
 - ② J2リーグ戦
 - ③ J3リーグ戦
 - ④ リーグカップ戦
 - ⑤ J1昇格プレーオフ
 - ⑥ J2昇格プレーオフ
 - ⑦ J3・JFL入れ替え戦
- (2) Jクラブは、前項第1号、第2号または第3号（以下これらを総称する場合は「リーグ戦」という）のホームゲームの80%以上をホームスタジアムで実施しなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 公式試合は、各Jクラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム（以下「トップチーム」という）に限り参加できるものとする。
- (4) 前項にいうトップチームは、以下の要件を満たすものとする。
 - ① シーズン中は常にプロ選手（Jクラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう）を20名以上保有すること
 - ② 協会が定める「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」（以下、「プロサッカー選手規則」という）に従い、基本報酬をプロ選手に支払うこと

第40条の2〔ホームグロウン制度〕

- (1) 12歳の誕生日を迎える年度から21歳の誕生日を迎える年度（「プロサッカー選手規則」に定義する。以下同じ）までの期間において、特定のJクラブの第1種、第2種、第3種又は第4種チーム（協会が定める「加盟チーム規則」に定義する。以下同じ）に登録された期間（以下、

本条において「育成期間」という)の合計日数が990日以上である選手を、本条において当該 Jクラブのホームグロウン選手という。

- (2) Jクラブのトップチームは、当該シーズンの初回の登録ウインドーの終了日を迎えた直後の金曜日(以下、「カウント基準日」という)において、次に定める人数以上のホームグロウン選手を登録することが推奨される。

2026/27年シーズン J1:4名 J2:2名 J3:1名

- (3) 選手が期限付移籍する場合、当該期限付移籍された期間については、期限付移籍先のJクラブの育成期間に算入されるものとし、期限付移籍元のJクラブの育成期間には算入されない。
- (4) 特別指定選手制度により、他のチームに登録しながらJクラブの第1種チームの試合に出場することが認められる場合、これらの期間は当該Jクラブの育成期間には算入されない。
- (5) 期限付移籍中の選手は、期限付移籍先のJクラブのホームグロウン選手としてカウントされるものとし、期限付移籍元のJクラブのホームグロウン選手としてカウントされない。

第41条〔参加義務等〕

- (1) Jクラブは、公式試合および協会が開催する天皇杯全日本サッカー選手権大会(以下「天皇杯」という)の本大会または本大会の出場権を得るための予選大会に参加しなければならない。
- (2) J1リーグ戦優勝クラブ、天皇杯優勝クラブ、AFCクラブ競技会(以下「ACL」という)優勝クラブ、その他ACLの出場対象となる地位を得たJクラブは、必ずACLに参加しなければならない。ただし、天皇杯が中止もしくは不成立になるなどの事情がある場合、理事会においてその取扱いを決定する。
- (3) 国際サッカー連盟(以下「FIFA」という)が主催するクラブ競技会の出場対象となる地位を得たJクラブは、当該競技会に参加しなければならない。
- (4) Jクラブは、所属選手が代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合、当該選手をこれに参加させる義務を負う。

第42条〔最強のチームによる試合参加〕

Jクラブは、その時点における最強のチーム(ベストメンバー)をもって前条の試合に臨まなければならない。

第43条〔不正行為への関与の禁止〕

JクラブおよびJクラブ関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。

第44条〔公式試合の主催等〕

- (1) 公式試合は、すべて協会およびJリーグが主催(自己の名義において試合を開催すること。以下同じ)し、Jリーグが主管(自己の責任と費用負担において試合を実施・運営すること。以下同じ)する。
- (2) Jリーグは、公式試合のホームゲームの主管を、ホームゲームを実施するJクラブ(以下「ホームクラブ」という)に委譲する。ただし、理事会が定める公式試合についてはJリーグが自ら主管し、または第三者に主管させることができる。

- (3) Jクラブが、ホームゲームを第三者との共催とすることを希望する場合、事前にチェアマンの承認を得なければならない。なお、試合開催が複数回に及ぶ場合であっても、その都度申請し承認を得るものとする。

第45条〔主管権の譲渡〕

- (1) JクラブはJリーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、当該Jクラブは、本規約上の義務を免れるものではない。
- (2) 主管権の譲渡に関する手続きその他の詳細は、理事会が定める「主管権譲渡規程」によるものとする。

第46条〔競技規則〕

公式試合は、すべてF I F Aおよび協会の競技規則に従って実施される。

第47条〔届出義務〕

Jクラブは、次の事項を所定の方法によりJリーグに届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。

- ① 選手
- ② 実行委員、運営担当、広報担当およびセキュリティ担当等
- ③ トップチームの監督、コーチ、ドクター、およびアスレティックトレーナー（原則として公益財団法人日本スポーツ協会公認）等（以下総称して「チームスタッフ」という）

第48条〔出場資格〕

- (1) 協会の「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」およびプロサッカー選手規則に基づく協会への選手登録および第100条に定めるJリーグ登録を完了し、かつリーグ戦実施要項第12条の定めに従い提出された「Jリーグメディカルチェック報告書」で試合出場可能と判断された選手でなければ、公式試合に出場することはできない。
- (2) 選手は、公式試合出場に際し、協会の発行した電子選手証を印刷したものまたは協会の発行した電子選手証を画面上に表示して確認することのできる電子機器を持参し、必要に応じて提示しなければならない。
- (3) 第1項に定めるほか、選手の公式試合への出場資格は、リーグ戦実施要項その他の試合実施要項において定める。

第49条〔ユニフォーム〕

- (1) 公式試合においては、Jリーグが定める「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用しなければならない。
- (2) 前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されていなければならない。
- (3) 前各項の定めのほか、ユニフォームに関する事項は、理事会が定める「ユニフォーム要項」によるものとする。

第50条〔試合球〕

公式試合の試合球は、Jリーグが、協会検定球の中から認定する。

第51条〔Ｊクラブの責任〕

- (1) ホームクラブは、公式試合の運営において、以下各号の義務を負う。
 - ① 試合の前後および試合中において、Ｊクラブ関係者、観客その他ホームスタジアムに存在するすべての者の安全を確保する義務
 - ② 試合の前後および試合中において、観客にホームスタジアムおよびその周辺において秩序ある適切な態度を保持させる義務
 - ③ 前2号の義務の遂行を妨げる観客等に対して、その入場を制限または即刻退去させる等、適切な措置を講ずる義務
- (2) ビジタークラブは、ホームクラブによる公式試合の運営に関し、以下各号の義務を負う。
 - ① 実行委員、運営担当（正）およびセキュリティ担当（運営担当（正）とセキュリティ担当は兼務可）をアウェイゲームに帯同し、前項第2号に基づくホームクラブの義務の履行に協力する義務
 - ② 試合の前後および試合中において、ビジタークラブのサポーターに秩序ある適切な態度を保持させる義務
- (3) ホームクラブおよびビジタークラブは、試合が開催されるスタジアムに、反社会的勢力を入場させないように、努めるものとする。
- (4) Ｊリーグが主管する試合においては、Ｊリーグが本条に定めるホームクラブの義務を負い、当該試合に出場する両チームが本条に定めるビジタークラブの義務を負う。

第52条〔選手の健康管理およびドクター〕

- (1) Ｊクラブは、日本国医師免許を保有する専属のドクターを置き、当該Ｊクラブの責任において選手の健康管理を行わなければならない。
- (2) 前項の健康管理における医学的検査の項目は、協会の医学委員会が定める次のメディカルチェック項目とする。
 - ① 胸部レントゲン検査
 - ② 安静時心電図
 - ③ 心エコー（5年に1度実施する）
 - ④ 血液検査
 - ⑤ 尿検査
 - ⑥ 外傷・障害検査
 - ⑦ 負荷心電図（任意項目とする）
- (3) Ｊクラブは、すべての試合に、ドクターを同行させ、原則としてベンチ入りさせなければならない。

第53条〔負傷した選手の活動再開の制限〕

- (1) Ｊクラブは、選手が試合中に負傷して退場した場合において、その外傷・障害が頭部その他特に慎重な配慮を要する部位に生じたものであるときは、医師の承認を得なければ、当該選手の選手としての活動を再開させてはならない。
- (2) 前項の外傷・障害が練習中に生じた場合においても同様とする。
- (3) 脳振盪と診断あるいはその疑いのある選手の活動再開に関する前2項の医師の承認は、協会の医学委員会が定める「サッカーにおける脳振盪の指針」に基づき判断されなければならない。

第3節 試合の運営

第54条〔公式試合の開催期間〕

公式試合は、原則として毎年8月から翌年6月までの間に実施する。

第55条〔公式試合の開催〕

公式試合の試合日程は、次の事項を考慮して、Ｊリーグが決定する。

- ① 前シーズンのＪ１リーグ戦の１位（年間優勝）チームにＪ１リーグ戦の開幕戦をホームスタジアムで開催するか否かの選択権が与えられること
- ② やむを得ない事情がある場合を除き、同一大会でアウェイゲームが３試合以上連続しないこと
- ③ 各リーグ戦の最終節は、原則として同一の日に開催すること

第56条〔試合日程の遵守〕

Ｊクラブは、前条により定められた公式試合の開催日、Ｊリーグの指定するキックオフ時刻および開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

第57条〔試合の日時または場所の変更〕

- (1) 公式試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
 - ① ホームクラブがＪリーグに対し、変更しようとする開催日の30日前までに「試合開催に関する変更申請書」により申請する
 - ② チェアマンは、変更の可否を判断し、変更される開催日の20日前までに、変更の可否を、ホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知する
- (2) 前項の手続きが行われない場合、ビジタークラブは、当該変更を拒否することができる。
- (3) 国際大会、スタジアムの大規模改修、大規模災害、パンデミック等のやむを得ない特別の事情がある場合において、チェアマンは、前2項の定めにかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。なお、試合当日における本項に基づく開催の日時または場所の変更は、Ｊリーグが指定するキックオフ時刻の150分前までに限るものとし、以降の試合中止の判断は、第62条の定めに従うものとする。

第58条〔特別の事情による変更〕

Ｊクラブは、協会またはＪリーグにおいて、国際大会、スタジアムの大規模改修、大規模災害等の特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第59条〔同日開催の制限〕

公式試合は、原則として、同一日に同一スタジアムで２試合以上行ってはならない。

第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕

公式試合は、Ｊリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合わせで開催してはならない。ただし、Ｊクラブが主催する地域振興のための試合・イベント、選手育成のための試合等であって、荒天時には中止できるものに限り、実施することができる。また、日本女子プロサッカーリーグまたは日本女子サッカーリーグとの共催は別途定める「Ｊリーグ公式戦におけるＷＥリーグ・なでしこリーグ公式戦開催に関するガイドライン」に則り開催することができる。

第61条〔マッチコミッショナー〕

- (1) マッチコミッショナーは、Ｊリーグが任命し、公式試合に派遣される。
- (2) マッチコミッショナーは、原則として協会が定めるＪＦＡマッチコミッショナーの認定を受けていなければならない。
- (3) マッチコミッショナーは、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① キックオフ時刻の150分前までにスタジアムに到着すること
 - ② 原則としてフィールドインスペクション終了後に双方のＪクラブの運営担当(正)および審判員を集め、マッチ・コーディネーション・ミーティングを開催すること
 - ③ 試合終了後24時間以内にＪリーグに「Ｊリーグマッチコミッショナー報告書」を発信すること
 - ④ 試合の中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「Ｊリーグマッチコミッショナー緊急報告書」をすみやかにチェアマンに提出すること
 - ⑤ 裁定倫理委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
 - ⑥ 前各号のほか、別途チェアマンの定める「マッチコミッショナーガイドライン」に定める事項を行うこと

第62条〔試合の中止の決定〕

- (1) 公式試合の中止は、主審が、マッチコミッショナー、ホームクラブの実行委員およびビクタークラブの実行委員の意見を参考にして決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよび両クラブの実行委員の協議を経て、チェアマンが決定する。なお、チェアマンの事故または海外出張等やむを得ない事情によりチェアマンが決定できない場合は、フットボール本部担当執行役員、フットボール本部本部長の順にこれを代行する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、公式試合が以下各号のいずれかに該当する場合、当該試合は中止される。なお、チェアマンの事故または海外出張等やむを得ない事情によりチェアマンが判断できない場合は、フットボール本部担当執行役員またはフットボール本部本部長が判断する。
 - ① 悪天候、地震等の天災地変、公共交通機関の不通、パンデミックその他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という）により、当該試合の開催が困難であるとチェアマンが判断したとき
 - ② 各大会の試合実施要項において定められたエントリー下限人数を満たさないと判断したＪクラブが、Ｊリーグの別途定める手続きに則り試合の中止を申請した場合において、チェアマンがインテグリティ上の観点その他諸般の事情を勘案して当該試合を中止することが可能であると判断したとき
 - ③ リーグ戦実施要項第20条第3項の定めに従った協議にもかかわらず、公式試合を担当する主審および副審計3名を確保できないとチェアマンが判断したとき
 - ④ 前3号に定めるほか、チェアマンが当該試合の開催が困難であると判断したとき

第62条の2〔観客の入場を制限する試合の決定〕

パンデミックその他の事由によりやむを得ないと判断される場合、チェアマンは、Ｊクラブ

と協議の上、公式試合の観客の入場を一部または全部制限する旨の決定を下すことができる。当該入場が制限される試合を、以下「入場制限試合」という。なお、チェアマンの事故または海外出張等やむを得ない事情によりチェアマンが決定できない場合は、フットボール本部担当執行役員、フットボール本部本部長の順にこれを代行する。

第63条〔中止試合の代替試合等〕

- (1) 公式試合が、キックオフ前に、第62条の規定に基づいて中止となった場合、当該試合の代替試合の開催日時および場所は、チェアマンが決定するものとする。なお、チェアマンの事故または海外出張等やむを得ない事情によりチェアマンが決定できない場合は、フットボール本部担当執行役員、フットボール本部本部長の順にこれを代行する。
- (2) 公式試合が、キックオフされた後に、第62条の規定に基づいて中止となった場合、当該試合は原則として中止時点からの再開試合とする。ただし、当該中止試合を実施する両クラブの同意があり、かつチェアマンが公平性の観点から問題ないと判断する場合、再試合または中止時点での試合成立とすることができる。なお、再試合または再開試合の日時および場所を含む取扱いについては、チェアマンが決定する。なお、チェアマンの事故または海外出張等やむを得ない事情によりチェアマンが決定できない場合は、フットボール本部担当執行役員、フットボール本部本部長の順にこれを代行する。
- (3) 前2項の定めにかかわらず、公式試合がいずれかまたは双方のチームの責めに帰すべき事由により中止されたとチェアマンが判断した場合、当該試合の代替試合、再試合および再開試合（以下総称して「代替試合等」という）は行わず、当該試合の取扱いは次条に定めるとおりとする。なお、チェアマンの事故または海外出張等やむを得ない事情によりチェアマンが判断できない場合は、フットボール本部担当執行役員、フットボール本部本部長の順にこれを代行する。
- (4) 代替試合等の開催日および開催場所の決定は、Jリーグが別途定めるガイドラインを参考に、チェアマンが行う。代替日の確保が困難であるとチェアマンが判断した場合、当該試合は開催されないものとし、開催できない試合がある場合の取扱いは次条に定める通りとする。

第64条〔中止試合のみなし開催〕

ある公式試合について、前条第3項または第4項のチェアマンの判断がなされた場合、当該試合は開催したもののみなし、その取扱いについては、当該試合の中止原因に応じ、以下各号の定めに従う。

- ① 双方のチームの責に帰すべき事由によらず、不可抗力により中止となった場合
0対0の引き分け
- ② 一方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合
その帰責性あるチームが0対3で敗戦（帰責性のないチームが3対0で勝利）
- ③ 双方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合
双方のチームが0対3で敗戦

第65条〔試合結果の報告〕

ホームクラブの実行委員は、所定の手続きに従い公式記録および必要に応じて試合運営報告書をJリーグに提出しなければならない。

第66条〔公式試合の試合実施要項〕

公式試合の運営に関する事項は、理事会が大会毎に定める試合実施要項によるものとする。

第67条〔削 除〕

第 4 節 非公式試合

第68条〔国内における非公式試合の開催〕

- (1) 国内における公式試合以外のすべての有料試合（以下「非公式試合」という）の開催にあたっては、Ｊクラブが国内または外国のサッカーチームと非公式試合を開催する場合、事前にＪリーグに所定の申請書を提出し、Ｊリーグおよび協会の承認を得なければならない。
- (2) 非公式試合の開催日については、公式試合の日程が優先する。ただし、非公式試合の開催が公式試合に重大な影響を及ぼさないと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 第１項の開催申請書の提出期限は、試合開催日の２か月前の日の属する月の20日までとする。

第69条〔国外における試合の開催〕

Ｊクラブが外国を訪問して公式試合以外のすべて試合（有料か否かを問わない）を行おうとするときは、事前に協会の承認を得なければならない。また、必要に応じて協会を経由しＦＩＦＡまたはＡＦＣに報告しなければならない。

第70条〔興行等への参加禁止〕

Ｊクラブ、選手、監督およびコーチは、事前にＪリーグの承認を得ない限り、Ｊリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合または興行等に参加してはならない。

第71条〔救済試合〕

- (1) 救済試合は、外傷・障害または疾病により選手としての活動が不可能となった有望な選手を、経済的窮状から救済することを目的として開催する。
- (2) 救済試合は、当該選手の現在所属するＪクラブまたは過去に所属したＪクラブが、事前に、Ｊリーグに所定の申請書を提出して承認されなければ、開催することができない。
- (3) 救済試合の開催地は、原則として当該試合を開催するＪクラブのホームタウンとする。
- (4) 救済試合は、選手１名につき１回に限り開催することができる。

第72条〔引退試合〕

- (1) 引退試合は、選手が引退するにあたり当該選手の功績を称えることを目的として開催する。
- (2) 引退試合は、当該選手の現在所属するＪクラブまたは過去に所属したＪクラブが、事前に、Ｊリーグに所定の申請書を提出して承認されなければ、開催することができない。
- (3) 引退試合の開催地は、原則として当該試合を開催するＪクラブのホームタウンとする。
- (4) 引退試合は、選手１名につき１回に限り開催することができる。

第73条〔慈善試合〕

- (1) Jクラブは、被災者、病者、孤児等の困窮者の救済その他の社会還元を目的として、人道的見地に基づき、慈善試合を開催することができる。
- (2) 慈善試合は、当該試合を開催するJクラブが、事前に、Jリーグに所定の申請書を提出して承認されなければ、開催することができない。
- (3) 慈善試合の開催地は、原則として当該試合を開催するJクラブのホームタウンとする。

第74条〔削除〕

第5節 試合の収支

第75条〔公式試合の費用負担〕

ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用（以下総称して「必要経費」という）を負担する。

- ① 運営人件費
- ② スタジアム使用料（付帯設備使用料を含む）
- ③ スタジアム仮設設備設置費用（テント設営料等）
- ④ 入場券・招待券の印刷費
- ⑤ 入場券販売手数料
- ⑥ 広告宣伝費
- ⑦ クラブパートナーの看板等の費用（スタジアムへの掲出料を含む）
- ⑧ その他運営に係わる費用

第76条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕

- (1) 救済試合および引退試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合の開催Jクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として対象選手が受領することができるものとする。
- (2) 慈善試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合を開催するJクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として慈善試合の目的である救済事業等のために使用されなければならない。

第77条〔試合中断・中止時の費用負担〕

- (1) すでに何らかの経費が発生している公式試合が、いずれのチームの責めにも帰さない事由により中断となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第75条第1号、第2号、第3号、第8号の費用ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費（「旅費規程」第2条の範囲に限る）の増額分は、Jリーグが負担する。
- (2) すでに何らかの経費が発生している公式試合が、いずれのチームの責めにも帰さない事由により中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第75条第1号から第4号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿

泊費（「旅費規程」第2条の範囲に限る）は、Ｊリーグが負担する。ただし、第63条第2項但書の決定により、中止時点で試合が成立した場合は除く。

第77条の2〔入場制限試合の場合の費用負担〕

すでに入場券を販売している公式試合が、第62条の2の定めに従い入場制限試合となった場合、ホームクラブにおいて発生した入場料金払戻し手数料は、Ｊリーグが負担する。

第78条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- (1) ホームクラブの責に帰すべき事由により公式試合が中止となった場合、ホームクラブは、ビジターチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- (2) ビジタークラブの責に帰すべき事由により公式試合が中止となった場合、ビジタークラブは、ホームクラブに発生した必要経費および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第79条〔協会納付金〕

ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額（以下「協会給付金」という）をその試合の属する大会が終了した後、別に定める方法にてＪリーグへ報告し、請求書発行日から60日以内に協会に納付しなければならない。

第80条〔収支報告〕

Ｊクラブは、Ｊリーグから試合収支および／または大会収支にかかる決算書の提出を要請されたときは、Ｊリーグが定めた期限までに提出しなければならない。

第81条〔遠征費用〕

- (1) チームの遠征に要する交通費および宿泊費をＪリーグにおいて支出する場合、その支出の詳細は、理事会が定める「旅費規程」によるものとする。
- (2) ホームクラブの都合によりホームタウン以外のスタジアムで試合を実施したことにより発生したビジターチームの交通費および宿泊費の増額分はホームクラブが負担する。なお、当該負担額は、「旅費規程」第2条に基づいて算出する。
- (3) 不可抗力によりチームの遠征に係る交通費および宿泊費の増額を余儀なくされたとき、Ｊリーグが判断した場合、当該増額分はＪリーグが負担する。なお、当該負担額は、「旅費規程」第2条に基づいて算出する。

第 6 節 表 彰

第82条〔表 彰〕

Ｊリーグは、リーグ戦およびリーグカップ戦等に関し、チーム、選手、監督および審判員等の表彰を行う。

第83条〔功労者表彰〕

- (1) Ｊリーグは、Ｊリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰することができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、Ｊリーグが決定する。

第84条〔表彰規程〕

前2条を含む、Ｊリーグの表彰に関する事項は、理事会が定める「Ｊリーグ表彰規程」によるものとする。

第85条〔特別表彰〕

第82条および第83条に定める表彰のほか特に表彰を必要とする場合は、Ｊリーグの定めるところによる。

第5章 選 手

第86条〔誠実義務〕

- (1) 選手は、協会の定款および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともにＪクラブの諸規則を遵守し、Ｊクラブとの間に締結した契約を誠実に履行しなければならない。
- (2) 選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

第87条〔履行義務〕

- (1) プロ契約選手は、次の各事項を履行する義務を負う。
 - ① Ｊクラブの指定するすべての試合への出場
 - ② Ｊクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
 - ③ Ｊクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
 - ④ Ｊクラブより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
 - ⑤ Ｊクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
 - ⑥ Ｊクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
 - ⑦ 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
 - ⑧ 協会・Ｊリーグ等の指定するドーピングテストの受検
 - ⑨ 合宿、遠征等に際してのＪクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用
 - ⑩ 居住場所に関するＪクラブの事前同意の取得
 - ⑪ 副業に関するＪクラブの事前同意の取得
 - ⑫ その他Ｊクラブが必要と認めた事項
- (2) アマチュア選手は、次の各事項を履行する義務を負う。
 - ① Ｊクラブの指定するすべての試合への出場
 - ② Ｊクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
 - ③ Ｊクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
 - ④ Ｊクラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
 - ⑤ Ｊクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加

- ⑥ Jクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- ⑦ 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- ⑧ 協会、Jリーグ等の指定するドーピングテストの受検
- ⑨ 合宿、遠征等に際してのJクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- ⑩ 就業に関する事前のJクラブへの報告
- ⑪ その他Jクラブが必要と認めた事項

第88条〔ドーピングの禁止〕

- (1) 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
- (2) 選手は、協会の「アンチ・ドーピング規程」に則り、世界アンチ・ドーピング規程および日本アンチ・ドーピング規程を遵守する。
- (3) 選手は、ドーピング検査の対象として指名された場合、これを拒否することはできない。
- (4) ドーピング検査については協会のアンチ・ドーピング部会と日本アンチ・ドーピング機構とで定める「Jリーグドーピング検査実施の検査手順」に則り実施する。
- (5) 第100条に定めるJリーグ登録時に選手が18歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書を提出しなければならない。

第89条〔禁止事項〕

- (1) プロ契約選手は、次の各行為を行ってはならない。
 - ① Jクラブ、協会およびJリーグの内部事情の部外者への開示
 - ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
 - ③ 前条（ドーピングの禁止）第2項または第3項に違反する行為
 - ④ Jクラブとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結
 - ⑤ Jクラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合への参加
 - ⑥ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
 - ⑦ その他Jクラブ、協会およびJリーグにとって不利益となる行為
- (2) アマチュア選手は、次の各行為を行ってはならない。
 - ① Jクラブ、協会およびJリーグ等の内部事情の部外者への開示
 - ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
 - ③ 前条（ドーピングの禁止）第2項または第3項に違反する行為
 - ④ サッカー活動の対価としての報酬（利益）等の受領
 - ⑤ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
 - ⑥ その他Jクラブ、協会およびJリーグにとって不利益となる行為

第90条〔費用の負担および用具の使用〕

- (1) 選手がＪクラブのために旅行する期間の交通費・宿泊費は、Ｊクラブが負担する。
- (2) 選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式およびトレーニングウェアは、Ｊクラブが支給したものを使用しなければならない。

第91条〔疾病および外傷・障害〕

選手は、疾病または外傷・障害に際してはすみやかにＪクラブに通知し、Ｊクラブの指示に従わなければならない。

第92条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕

- (1) Ｊクラブと「日本サッカー協会選手契約書」を締結した選手の移籍に関する権利および義務は、すべて当該Ｊクラブに帰属する。
- (2) Ｊクラブは、選手と締結したすべての契約書の写しをＪリーグに提出しなければならない。
- (3) Ｊクラブは、アマチュア選手が署名した誓約書（別紙１）および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写しすべてをＪリーグに提出しなければならない。
- (4) Ｊリーグは、特段の定めがある場合を除き、Ｊクラブの事前の同意がない限り、前２項に記載された書式の写しを、協会を除く第三者に開示しないものとする。

第93条〔選手の報酬等〕

- (1) Ｊクラブは選手に対し、前条第２項に基づきＪリーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。
- (2) Ｊクラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。

第94条〔支度金およびトレーニング補償金〕

- (1) Ｊクラブは、新規契約した選手または移籍した選手に対し、協会が定める「支度金支給基準規程」の金額を上限として、支度金を支払うことができる。
- (2) Ｊクラブは、選手の新規契約に際し、その選手を育成した法人、学校等に対し、協会が定めるトレーニング補償金を支払わなければならない。
- (3) Ｊクラブは、選手の新規契約に際し、前２項以外の金銭を支払ってはならず、また、いかなる物品・便益等も供与してはならない。

第94条の２〔アカデミー育成還元金〕

- (1) Ｊクラブの第３種チームの選手が、別のＪクラブの第２種または第３種チームに登録変更をしたうえで、当該選手が初めてＪクラブでプロ契約を締結した場合、当該プロ契約締結クラブは、登録変更前の第３種チームへ、Ｊリーグアカデミー育成還元金を支払う。
- (2) Ｊリーグアカデミー育成還元金の支払い金額は、第３種チームでの在籍期間に応じて、「プロサッカー選手規則」に規定されるトレーニング補償金（アマチュアからプロ）と同額とする。

第95条〔選手契約におけるフットボールエージェント等〕

Ｊクラブおよび選手は、取引（選手契約または移籍合意）にフットボールエージェントが関与する場合、ＦＩＦＡおよび協会が定めるフットボールエージェントに関する規則を遵守しなけれ

ばならない。

第96条〔未成年者〕

選手が契約締結時に未成年である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。

第97条〔選手の肖像等の使用〕

- (1) 選手は、第87条の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）が報道、公衆送信されることおよび当該報道、公衆送信に関する選手の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
- (2) 選手は、ＪリーグおよびＪクラブから指名を受けた場合、Ｊクラブ、協会およびＪリーグの広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力しなければならない。
- (3) 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、Ｊクラブと選手が協議して定める。

第98条〔契約に関する紛争の解決〕

Ｊクラブと選手との間の契約の解釈または履行に関し、Ｊクラブと選手との間に紛争が生じたときは、Ｊクラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努めなければならない。

第 6 章 登録および移籍

第 1 節 登 録

第99条〔協会の登録に関する規定の遵守〕

Ｊクラブは、協会が定める選手登録に関する規定を遵守し、同規定に従い協会への選手登録を行わなければならない。

第100条〔Ｊリーグ登録〕

- (1) Ｊリーグは、第47条に基づきＪクラブから届出された事項により、「Ｊリーグ登録システム」にて、選手、監督、コーチその他Ｊリーグが指定した者に関する登録（以下「Ｊリーグ登録」という）を行う。
- (2) Ｊリーグ登録のために必要となる事項は、次の各号のとおりとする。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 所属するＪクラブの正式名称
 - ④ 前各号のほか、Ｊリーグが定める事項

第101条〔審判員の登録〕

- (1) Ｊリーグは、第113条第1項により協会が指名した者をＪリーグ担当審判員として登録する。

(2) Jリーグ担当審判員に関する登録のために必要となる事項は、次の各号のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 審判員の級別
- ④ 前各号のほか、Jリーグが定める事項

第102条〔登録の変更・拒否・抹消〕

- (1) Jリーグは、JクラブからJリーグ登録の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出に従いJリーグ登録の変更を行う。
- (2) Jリーグは、協会から審判員のJリーグ登録の変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い登録の変更を行う。
- (3) Jリーグは、試合の結果に影響を与える不正行為に関与した者またはJリーグにとって著しい不利益となる行為を行った者のJリーグ登録を行わない。当該登録において虚偽の記載がある場合も同様とする。
- (4) Jリーグは、Jリーグ登録を行った選手、監督、コーチおよびその他Jリーグが指定した者ならびに審判員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に関する登録を抹消する。
 - ① 前項に該当するとき
 - ② JクラブがJリーグ登録の抹消に関する届け出を行ったとき
 - ③ 死亡または失踪宣告を受けたとき

第103条〔未登録の選手〕

Jクラブは、Jリーグ登録をしていない選手を公式試合に出場させてはならない。

第 2 節 移 籍

第104条〔協会の移籍に関する規定の遵守〕

選手の移籍は、協会が定める「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」およびプロサッカー選手規則に従って行わなければならない。

第105条〔移籍に伴う納付金〕

Jクラブは、日本国内で育成された日本国籍を有するプロ選手の日本国内の移籍に伴う移籍補償金（期限付移籍補償金を含む）収入の4%相当額を、Jリーグの指定する期日までに、Jリーグに納付しなければならない。

第7章 監督、コーチおよび育成部門の責任者

第106条〔トップチームの監督およびコーチ〕

- (1) Jクラブのトップチームの監督およびアシスタントコーチの資格要件は、J1クラブライセンス交付規則、J2クラブライセンス交付規則またはJ3クラブライセンス交付規則によるものとする。
- (2) Jクラブは、トップチームの監督との契約締結について公表する前に、所定の手続きにより当該トップチームの監督候補者の保有資格が前項の資格要件を満たすことを、Jリーグを通じて協会に確認しなければならない。
- (3) Jクラブは、第1項の資格要件を満たすトップチームの監督およびアシスタントコーチ各1名をシーズン中は常時登録しなければならない。

第107条〔トップチーム以外の監督、コーチおよび育成部門の責任者〕

Jクラブのトップチーム以外のチームにおける監督およびコーチならびにJクラブの育成部門の責任者の資格要件は、J1クラブライセンス交付規則、J2クラブライセンス交付規則またはJ3クラブライセンス交付規則によるものとする。

第108条〔研修への参加義務〕

すべての監督、コーチおよび育成部門の責任者は、協会またはJリーグが指定する研修会に参加しなければならない。

第109条〔選手兼務の禁止〕

トップチームの監督およびコーチは、選手として登録することはできない。

第110条〔契約等〕

- (1) Jクラブは、監督およびコーチと書面による契約を締結した場合は、その写しをJリーグに提出しなければならない。
- (2) 監督およびコーチは、同一期間に複数のJクラブおよび百年構想クラブと契約を締結することはできない。
- (3) Jクラブと書面による契約を締結している監督またはコーチに対し、その契約期間中に他のJクラブが将来の契約を結ぶ目的で接触する場合、あらかじめ当該監督またはコーチが現在契約を締結しているJクラブに書面で通知しなければならない。
- (4) 第97条第1項から第4項までの規定は、監督およびコーチについて、これを準用する。

第111条〔守秘義務〕

監督、コーチおよび育成部門の責任者は、第3条第7項に定める守秘義務を遵守するものとする。

第8章 審判員

第112条〔資格要件〕

- (1) 公式試合の審判員は、協会の定める「審判員及び審判指導者等に関する規則」に基づき認定する審判資格を有する者でなければならない。
- (2) 外国における経験に照らし前項に定める審判資格と同等以上の資格を有していると認められる者は、事前に協会の承認を得た場合に限り、例外として前項に定める審判員となり得る。

第113条〔指 名〕

- (1) Jリーグは、協会の審判委員会に対し、公式試合の審判員の指名を要請するものとする。
- (2) 前項の指名は、1年ごとに行われるものとする。ただし、期間途中の追加および変更を妨げない。

第114条〔審判員の服装および用具〕

審判員は、Jリーグが指定する服装および用具を使用しなければならない。

第115条〔審判員証〕

審判員は、協会が発行する電子審判員証を印刷したものまたは協会の発行した電子審判員証を画面上に表示して確認することのできる電子機器を持参し、必要に応じて提示しなければならない。

第116条〔手当等〕

審判員に対する手当および交通費・宿泊費は、それぞれ別に定める「試合実施要項」および「旅費規程」によるものとする。

第117条〔保 険〕

Jリーグは、審判員の、試合中および試合の前後（試合のための移動途中を含む）における事故に備えるため、Jリーグの費用負担において保険措置を講ずるものとする。

第9章 付随事業

第1節 各種の事業

第118条〔付随事業〕

Jリーグは、サッカーの普及および振興を促進するため、サッカーの試合の開催に加え、各種の付随的事业を行うものとし、Jクラブはこれに積極的に協力するものとする。

第119条〔公衆送信権〕

- (1) 公式試合の公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）は、すべてJリーグに帰属する。
- (2) 前項の公衆送信権の取扱いについては、理事会において定める。

第120条〔その他の事業〕

Jリーグは、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行うものとする。

- ① サッカー用具の認定および検定に関する事業
- ② 広報・出版に関する事業
- ③ 商品化に関する事業
- ④ その他理事会において定める事業

第121条〔Jリーグパートナー契約〕

Jリーグのパートナー契約に関する事項については、理事会において定める。

第122条〔収入の配分〕

前4条の事業に基づく収入は、理事会が別途定める「Jリーグ配分金規程」により、Jクラブに配分する。

第123条〔プロパティの定義〕

本節における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- ① Jリーグプロパティ Jリーグの名称、Jリーグシンボル、Jリーグロゴタイプ、Jリーグマスコット、Jリーグフラッグ、Jリーグ大会名称、Jリーグ関連イベント名称、Jリーグ公式記録、Jリーグに関連する表彰の名称および表彰物その他Jリーグに関連する意匠、商標等であって、Jリーグを表示するもの
- ② Jクラブプロパティ Jクラブのチーム名、呼称、クラブエンブレム、クラブロゴタイプ、クラブマスコット、クラブフラッグその他Jクラブに関連する意匠、商標等であって、Jクラブを表示するもの

第124条〔Jクラブプロパティの取扱い〕

- (1) Jクラブは、自己のJクラブプロパティを新たに使用開始する前に、Jリーグの承認を得なければならない。
- (2) Jクラブは、自己のJクラブプロパティをJリーグが定める基準に従い、管理しなければならない。

- (3) Jクラブは、自己のJクラブプロパティの変更を希望する場合、変更使用開始日の13か月前までにJリーグの承認を得なければならない。ただし、Jリーグは、Jクラブの法人名の変更の場合であって、当該変更が商品化に悪影響を及ぼさないと判断するときは、当該期間の短縮を決定できる。

第2節 商品化に関する基本原則

第125条〔商品化権の帰属〕

JリーグプロパティおよびJクラブプロパティを使用して商品を製造・販売する権利（以下「商品化権」という）の帰属は、次のとおりとする。

- ① JリーグプロパティおよびJクラブプロパティを使用した商品化権はJリーグに帰属する
- ② Jクラブプロパティのみを使用した商品化権は、当該Jクラブプロパティを保有するJクラブに帰属する。ただし、次条に定める商品化細則において指定する場合は、事前にJリーグの承諾を得なければならない

第126条〔商品化権の運用基準〕

商品化権の運用については、Jリーグが定める「商品化細則」に基づき行うものとする。

第127条〔肖像等〕

- (1) Jリーグは、Jクラブ所属の選手、監督およびコーチ（以下総称して「選手等」という）の肖像、映像、氏名、署名、声、似顔絵、略歴等（以下「肖像等」という）を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用するができるものとする。ただし、特定の選手等（選手の場合はプロ契約選手に限る。）の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前にJクラブと協議し、その承認を得るものとする。
- (2) Jリーグは、前項の権利を第三者に許諾することができる。

第128条〔収入の配分〕

商品化権の行使によるJリーグの収入は、予め定められた比率により、Jクラブに配分する。

第10章 紛争解決

第129条〔チェアマンの決定を求める申立〕

- (1) Jリーグ関係者は、次の事項につき、チェアマンの決定を求めることができる。
 - ① 選手の契約に関するJクラブと選手との間の紛争
 - ② 選手の移籍に関するJクラブ相互間またはJクラブと選手との間の紛争
 - ③ 前2号のほか、本規約上の権利・義務に関する紛争
- (2) 前項によりチェアマンの決定を求めようとする者は、「裁定倫理委員会規程」の定めるところにより、裁定倫理委員会に対し申立書を提出しなければならない。

第130条〔裁定倫理委員会の答申〕

前条第2項による申立があったときは、当該申立の内容について調査・審理した上、チェアマンに対し、裁定倫理委員会の判断を書面により答申するものとする。

第131条〔チェアマンの決定〕

チェアマンは、前条の答申を十分に尊重し、かつ、Ｊリーグ全体の利益を考慮した上、申立に対する決定を下すものとする。

第132条〔和解〕

第129条第2項による申立があった後、当事者が和解した場合において、裁定倫理委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容をもって最終解決とする。

第11章 懲 罰

第1節 総 則

第133条〔Ｊリーグにおける懲罰〕

Ｊリーグは、ＪクラブまたはＪクラブ関係者による本規約、ＪＦＡ懲罰規程その他の諸規程の違反行為について、次の各号の定めに従い懲罰を科すものとする。

- ① 競技および競技会に関する違反行為に対しては、ＪＦＡ懲罰規程に基づき懲罰を科す
- ② 競技および競技会に関するもの以外の違反行為については、本規約に基づき懲罰を科す

第134条〔懲罰に関する管轄〕

- (1) 前条第1号に定める違反行為については、規律委員会が調査、審議し、懲罰を決定する。
- (2) 前条第2号に定める違反行為については、チェアマンが調査、審議し、懲罰を決定する。
- (3) 前2項の定めにかかわらず、ＪＦＡ懲罰規程別紙1「競技及び競技会における懲罰基準」3-5-1（差別）、3-5-2（サポーターの非行）および3-6（八百長）に該当する違反行為ならびに3-7（チーム又は選手等によるその他の違反行為）に該当する違反行為であって同規程第3条第2項各号のいずれかの懲罰を科すことが相当である違反行為については、規律委員会はチェアマンに懲罰の決定を委ねるものとする。
- (4) 規律委員会は、前項に定める違反行為に該当すると判断した場合、当該事案をチェアマンに移管するものとする。なお、当該違反行為に対する懲罰の内容についてはＪＦＡ懲罰規程に基づくものとし、懲罰の決定に関する手続きについては本規約第3節の規定を適用する。
- (5) 前3項の定めにかかわらず、第2項および第3項に定める違反行為について、チェアマンとの利益相反が疑われるなど、チェアマンによる懲罰の決定が不相当と解される合理的な理由がある場合で、裁定倫理委員会が懲罰の内容について理事会での決定が相当であると判断し

たときは、理事会がその決定をするものとする。なお、裁定倫理委員会は、かかる違反行為について、その職権により調査、審議し、答申できるものとする。

第135条〔公 表〕

Jリーグは、原則としてJリーグが決定した懲罰を公表する。ただし、JクラブまたはJクラブ関係者、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利を侵害する恐れがあるなど特段の事情がある場合、またはけん責または100万円以下の罰金の懲罰の場合、公表を差し控えることができるものとする。

第136条〔懲罰の解除〕

- (1) J F A 懲罰規程第4条第1項第7号から第9号、第2項第12号および第13号ならびに本規約第142条第2項第3号および第4号の懲罰のうち、3年を超える懲罰または無期限の懲罰を受けたJクラブまたはJクラブ関係者は、処分開始日から3年が経過した後に、以下の手続により解除の申請を行うことができる。
 - ① 処分を受けたJクラブまたはJクラブ関係者は、解除の嘆願書、活動状況報告書および反省文（以下「申請書類」という）を、処分の決定主体である規律委員会またはチェアマン（第134条第5項に基づき理事会が処分を決定した場合は、理事会とする。以下、本条において同じ。）に提出する。
 - ② 前号に基づく申請を受けた規律委員会またはチェアマンは、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、原則として申請書類を提出したJクラブまたはJクラブ関係者から事情を聞いたうえで、解除の是非について審議・決定する。なお、チェアマンは、決定に先立ち、本章第3節および裁定倫理委員会規程の定めに従い、裁定倫理委員会への諮問手続を経なければならない。
- (2) 前項に従い解除が認められたJクラブまたはJクラブ関係者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、規律委員会またはチェアマンが解除を留保した場合、JクラブまたはJクラブ関係者は、留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行うことができる。

第2節 規律委員会による懲罰

第137条〔規律委員会による懲罰〕

- (1) 規律委員会は、第134条に定める管轄に従い、JクラブまたはJクラブ関係者に対して懲罰を科すことができる。
- (2) 規律委員会の懲罰決定に関する手続きは、J F A 懲罰規程および本規約に定めるものを除き、規律委員会規程に定めるところによる。

第3節 チェアマンによる懲罰

第138条〔チェアマンによる懲罰〕

- (1) チェアマンは、第134条に定める管轄に従い、JクラブまたはJクラブ関係者に対して懲罰を科すことができる。ただし、第134条第5項に基づき理事会が懲罰の決定をする場合は、本条、第140条及び第141条中「チェアマン」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

- (2) チェアマンは、懲罰の種類および内容を決定するにあたり、原則として裁定倫理委員会に諮問し、その答申を十分に尊重しなければならない。ただし、第133条第2号に定める違反行為に対し、けん責または100万円以下の罰金を科す場合については、裁定倫理委員会の諮問を経ることなく懲罰を決定することができる。
- (3) 前項の定めにかかわらず、第133条第2号に定める違反行為について人権侵害（軽微なものを除く）が疑われる場合、チェアマンは、必ず裁定倫理委員会に諮問しなければならない。
- (4) チェアマンは、懲罰の種類および内容を決定するにあたり、自らまたは裁定倫理委員会に委任して、事実関係の調査を行うことができる。
- (5) 前項の調査の対象となったＪクラブまたはＪクラブ関係者は、当該調査に協力しなければならない。

第139条〔報告義務〕

Ｊクラブは、第134条第2項または第3項に定める違反行為にあたり得る行為を認識した場合、ただちにチェアマンに報告しなければならない。

第140条〔事情聴取〕

チェアマンは、原則として懲罰の対象となるＪクラブもしくはＪクラブ関係者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、ＪクラブもしくはＪクラブ関係者の同意がある場合、裁定倫理委員会において事情聴取が行われた場合またはＪクラブもしくはＪクラブ関係者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。

第141条〔懲罰の通知〕

- (1) チェアマンは、決定した懲罰を、ＪクラブまたはＪクラブ関係者に書面または電磁的方法にて通知するものとする。
- (2) 前項の通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
 - ① ＪクラブまたはＪクラブ関係者の名称
 - ② 懲罰の内容
 - ③ 判断の理由
 - ④ 作成年月日
 - ⑤ 不服申立手続の可否およびその手続きの期限（ＪＦＡ懲罰規程第37条に定める）

第142条〔懲罰の種類〕

- (1) 第133条第2号に定める違反行為をしたＪクラブに対して科すことができる懲罰の種類は次のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。
 - ① けん責 始末書を取り、将来を戒める
 - ② 罰金 1件につき1億円以下の罰金を科す
 - ③ 中立地での試合の開催 試合を中立地で開催させる
 - ④ 一部観客席の閉鎖 一部の観客席を閉鎖し、そこには観客を入場させない
 - ⑤ 無観客試合の開催 入場者のいない試合を開催させる
 - ⑥ 試合の没収 得点を0対3の敗戦として、試合を没収する
 - ⑦ 勝点減 リーグ戦の勝点を1件につき15点を限度として減ずる
 - ⑧ 出場権剥奪 リーグカップ戦における違反行為に対する懲罰として

- 次年度のリーグカップ戦への出場権を剥奪する
- ⑨ 下位リーグへの降格 所属するリーグより1つ以上下位のリーグに降格させる
- ⑩ 除名 Jリーグから除名する（ただし、Jリーグ定款第9条の手続きを経るものとする）
- (2) 第133条第2号に定める違反行為をしたJクラブ関係者に対して科すことができる懲罰の種類は次のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。
- ① けん責 始末書を取り、将来を戒める
- ② 罰金 1件につき5,000万円以下の罰金を科す
- ③ 出場の資格停止 無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する
- ④ 公式試合に関わる職務の停止 一定期間、無期限または永久的に公式試合に関わる職務の全部または一部を停止する

第143条〔罰金の納付と配分〕

罰金は、第141条に基づく罰金の通知後30日以内に、Jリーグの指定する方法により納付しなければならない。

第144条〔罰金の合算〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となったときは、各々について定められた罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

第145条〔他者を利用した違反行為〕

他の者をして、違反行為を行わせたJクラブまたはJクラブ関係者には、自ら違反行為を行った場合と同様の懲罰を科するものとする。

第146条〔両罰規定〕

Jクラブ関係者が違反行為を行った場合には、当該Jクラブ関係者に対して懲罰を科すほか、当該Jクラブ関係者が所属するJクラブに対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該Jクラブに過失がなかったときは、この限りではない。

第147条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた罰金の金額の2倍以下の範囲内において、罰金の金額を加重することができる。

第148条〔酌量減輕〕

- (1) 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その罰金の金額を減額することができる。
- (2) 前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第4節 不服申立

第149条〔不服申立〕

本章の定めに従い懲罰を科されたＪクラブまたはＪクラブ関係者は、ＪＦＡ懲罰規程の定めに従い、協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。

第 5 節 罰 金

第150条〔1億円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、1億円以下の罰金を科す。

- ① 第43条〔不正行為への関与の禁止〕に、Ｊクラブが違反した場合
- ② 第51条〔Ｊクラブの責任〕第1項または第2項の義務を怠り、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員または観客等を死傷させた場合

第151条〔5,000万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、5,000万円以下の罰金を科す。

- ① 第41条〔参加義務等〕第1項に違反した場合
- ② 第43条〔不正行為への関与の禁止〕に、個人が違反した場合
- ③ 第48条〔出場資格〕第1項に違反した場合
- ④ 第89条〔禁止事項〕各号に違反した場合
- ⑤ 第94条〔支度金およびトレーニング費用〕第3項に違反した場合
- ⑥ 第103条〔未登録の選手〕に違反した場合
- ⑦ 第104条〔選手の移籍に関する規定の遵守〕に違反した場合

第152条〔2,000万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の罰金を科す。

- ① 第3条〔遵守義務〕第2項または第4項に違反した場合
- ② 第26条〔Ｊクラブの健全経営〕第1項に違反した場合
- ③ 第30条〔役職員等の禁止事項〕第3項に違反した場合
- ④ 第33条〔スタジアムの維持〕に違反した場合
- ⑤ 第35条〔医療施設〕に違反した場合
- ⑥ 第41条〔参加義務等〕第2項に違反した場合
- ⑦ 第51条〔Ｊクラブの責任〕第1項、第2項、第3項または第4項に違反した場合
- ⑧ 第56条〔試合日程の遵守〕に違反した場合
- ⑨ 第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕に違反した場合
- ⑩ 第68条〔非公式試合の開催〕各項に違反した場合
- ⑪ 第69条〔外国チームとの試合等〕に違反した場合
- ⑫ 第70条〔興行等への参加禁止〕に違反した場合
- ⑬ 第92条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕第2項に違反した場合
- ⑭ 第95条〔選手契約におけるフットボールエージェント等〕に違反した場合
- ⑮ 第110条〔契約等〕第2項に違反した場合

- ⑯ 第138条〔チェアマンによる懲罰〕第4項に違反した場合

第153条〔1,000万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、1,000万円以下の罰金を科す。

- ① 第3条〔遵守義務〕第5項、第6項または第7項に違反した場合
- ② 第30条〔役職員等の禁止事項〕第1項に違反した場合
- ③ 第49条〔ユニフォーム〕第1項、第2項または第3項に違反した場合
- ④ 第110条〔契約等〕第3項に違反した場合
- ⑤ 第139条〔報告義務〕に違反した場合

第154条〔500万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、500万円以下の罰金を科す。

- ① 第48条〔出場資格〕第2項に違反した場合
- ② 第110条〔契約等〕第1項に違反した場合

第155条〔100万円以下の罰金〕

次の号に該当する場合は、100万円以下の罰金を科す。

- ① 第29条〔Ｊクラブの株主〕第1項、第3項または第4項に違反した場合

第156条〔第3条第3項違反の罰金〕

第3条〔遵守義務〕第3項に違反した場合の罰金は、その行為の態様に応じ、次の各号のとおりとする。

- ① 生命・身体に対する行為 5,000万円以下
- ② 公益に対する行為 3,000万円以下
- ③ 名誉・財産に対する行為 2,000万円以下

第6節 反則金

第157条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕

- (1) リーグ戦における反則ポイントの当該シーズン合計数が、一定数を超えた場合、当該Ｊクラブに対し、以下のとおり反則金を科すものとする。

Ｊ１	Ｊ２	Ｊ３
115ポイント以上124ポイント以下：40万円	115ポイント以上124ポイント以下：40万円	115ポイント以上124ポイント以下：40万円
125ポイント以上134ポイント以下：60万円	125ポイント以上134ポイント以下：60万円	125ポイント以上134ポイント以下：60万円
135ポイント以上144ポイント以下：80万円	135ポイント以上144ポイント以下：80万円	135ポイント以上：80万円
145ポイント以上154ポイント以下：100万円	145ポイント以上154ポイント以下：100万円	
155ポイント以上164ポイント以下：150万円	155ポイント以上：150万円	
165ポイント以上174ポイント以下：200万円		
175ポイント以上184ポイント以下：250万円		
185ポイント以上：300万円		

- (2) 前項の反則ポイントの計算は以下のとおりとする。

- ① 退場１回につき３ポイント（同一試合における警告２回による退場およびチームスタ

- ッの退場も同様とする）、警告 1 回につき 1 ポイント、出場停止試合 1 試合につき 3 ポイントとして加算し、警告および退場がなかった試合 1 試合につき 3 ポイントを減ずる
- ② 前号にかかわらず、異議または遅延行為による警告の場合には、前号に定めるポイントのほか警告 1 回につき 1 ポイントを別途加算するものとし、同一試合における警告 2 回による退場の場合であってもそれぞれ加算を行うものとする
- ③ 第 1 号にかかわらず、試合の前後半それぞれにおいてキックオフ時刻に遅れた場合には、遅れたことについて帰責性のある J クラブ（双方に帰責性のある場合はそれぞれの J クラブ）について、第 1 号に定めるポイントのほかキックオフ遅れ 1 分につき 1 ポイントを別途加算するものとする。
- ④ 前号の反則ポイントについては、マッチコミッショナー報告書に基づき算出する。

第12章 最終的拘束力

第158条〔最終的拘束力〕

チェアマンの下す決定（本規約に基づき他の職位の者が代行した場合を含む。）は、J リーグにおいて最終のものであり、当事者および J リーグに所属するすべての団体および個人はこれに拘束され、本規約に特段の定めのある場合を除き、チェアマンの決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない。

第13章 改 正

第159条〔改 正〕

本規約の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第14章 附 則

第160条〔施 行〕

本規約は、2012年 4 月 1 日から施行する。

附則

- (1) 第22条（入会金および会費）の規定にかかわらず、Ｊクラブは、2026年4月末日までに、Ｊリーグに対し次に定める会費（2026年1月1日から6月30日までの期間分の年会費をいう）を納入しなければならない。なお、本附則(1)は、2026年1月1日から始まる事業年度終了後これを削除する。
- ① Ｊ１クラブ 金2,000万円
 - ② Ｊ２クラブ 金1,000万円
 - ③ Ｊ３クラブ 金500万円
- (2) 第19条から第20条の2、第55条及び第61条第3項第2号の規定は、Ｊ１百年構想リーグ及びＪ２・Ｊ３百年構想リーグには適用しない。なお、本附則（2）は、当該公式試合の終了後これを削除する。

〔改 正〕

2013年1月22日
2014年1月21日
2015年1月20日
2016年1月19日
2017年1月25日
2018年1月30日
2019年1月24日
2020年1月30日
2020年3月17日
2020年6月23日
2020年7月16日
2020年11月17日
2021年1月28日
2021年2月25日
2021年4月19日
2021年5月27日
2021年8月26日
2022年1月31日
2022年2月28日
2023年1月31日
2023年2月22日
2024年1月1日
2024年2月27日
2024年10月1日
2025年1月1日
2025年4月24日
2026年1月1日
2026年2月1日
2026年7月1日
2026年7月28日